

高福第520号
令和3年8月19日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田 正寿（公印省略）

緊急事態措置の延長に伴う感染防止対策の徹底について

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御尽力いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月17日に国の基本的対処方針が改定され、本県の緊急事態措置を実施すべき期間が9月12日まで延長されました。これを受け、県といたしましても8月20日から県民や飲食店、商業施設等に対して一層の感染防止対策の協力要請を行います。

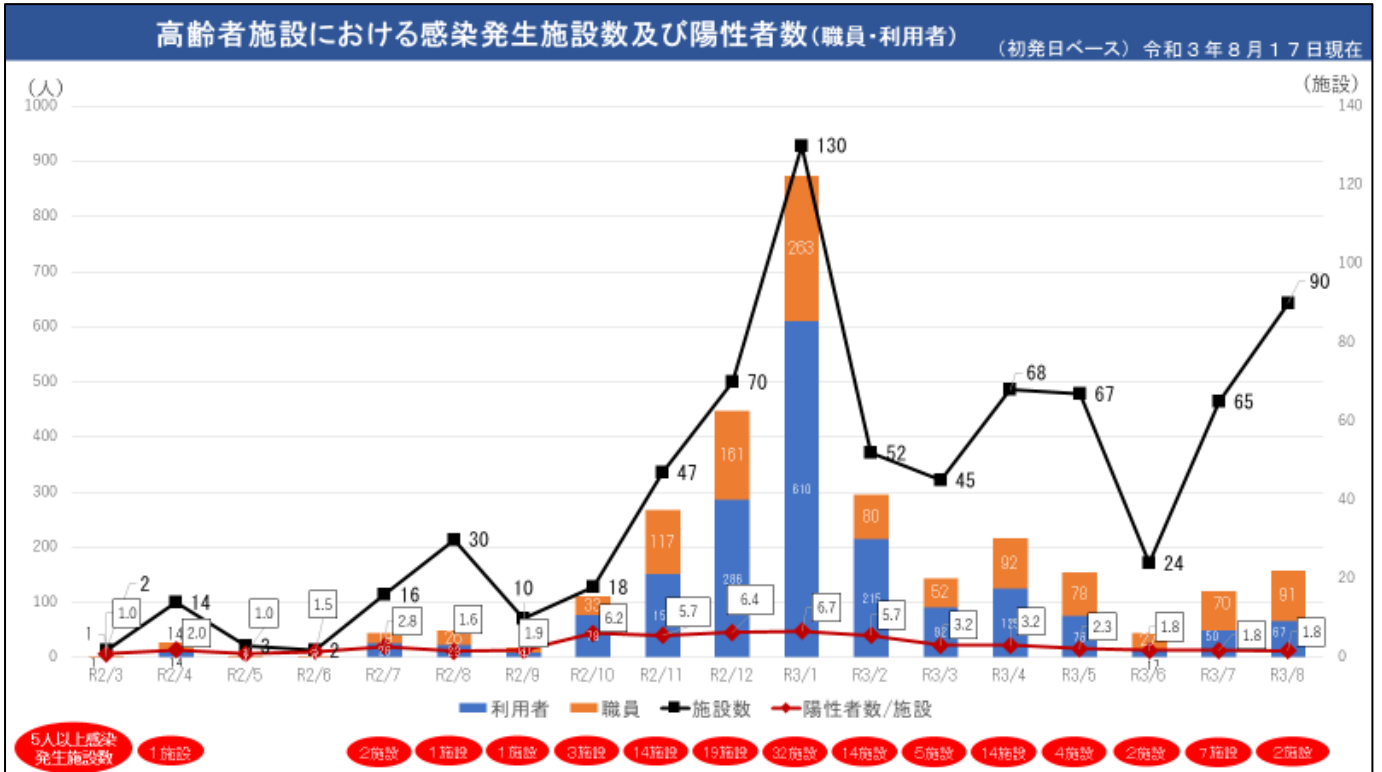
高齢者施設・事業所における感染発生については5月以降減少傾向にありましたが、7月下旬から急速に増加しています（別添のとおり）。

高齢者に対するワクチン接種が進み、感染者全体に占める高齢者の割合は低くなっているものの、ワクチンを2回接種後に感染する例も多数報告されています。

デルタ株への置き換わりにより急速に感染が拡大し、病床がひっ迫している状況を踏まえ、改めて、職員や利用者の健康管理、手指消毒やマスクの着用など、基本的な感染対策を徹底していただきますようお願いします。

担当 施設・事業者指導担当
電話 048-830-3247

(別添)



高齢者施設における日ごとの陽性判明者数(職員・利用者)

令和3年8月18日現在

